

鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 3 月 24 日 (金) 第 398 号 の 4



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

人 事 委 員 会 規 則

- 鹿 児 島 県 職 員 の 分 限 及 び 懲 戒 の 取 扱 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※) (職 員 課 取 扱 い) 1
 - 鹿 児 島 県 地 方 警 察 職 員 の 分 限 及 び 懲 戒 の 取 扱 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※) (職 員 課 取 扱 い) 1
 - 外 国 の 地 方 公 共 団 体 の 機 関 等 に 派 遣 さ れ る 職 員 の 処 遇 等 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※) (職 員 課 取 扱 い) 2
 - 職 員 か ら の 苦 情 相 談 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※) (職 員 課 取 扱 い) 2
 - 鹿 児 島 県 職 員 の 退 職 管 理 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※) (職 員 課 取 扱 い) 3
- ### 人 事 委 員 会 公 告
- 鹿 児 島 県 職 員 採 用 試 験 公 告 (総 務 課 取 扱 い) 3

人 事 委 員 会 規 則

鹿 児 島 県 職 員 の 分 限 及 び 懲 戒 の 取 扱 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。
令 和 5 年 3 月 24 日

鹿 児 島 県 人 事 委 員 会 委 員 長 西 啓 一 郎

鹿 児 島 県 人 事 委 員 会 規 則 第 1 号

鹿 児 島 県 職 員 の 分 限 及 び 懲 戒 の 取 扱 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

鹿 児 島 県 職 員 の 分 限 及 び 懲 戒 の 取 扱 に 関 す る 規 則 (昭 和 26 年 鹿 児 島 県 人 事 委 員 会 規 則 第 9 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 2 条 第 3 項 中 「第 3 条」を「次 条」に 改 め る。

第 4 条 中 「す べ て」を「全 て」に 改 め、同 条 に 次 の 1 項 を 加 え る。

- 2 地 方 公 務 員 法 (昭 和 25 年 法 律 第 261 号) 第 28 条 の 2 第 4 項 に 規 定 す る 他 の 職 へ の 降 任 等 に 該 当 す る 降 任 の 処 分 は、全 て 発 令 通 知 書 を 交 付 し て 行 わ な け れ ば な ら ない。

附 則

- 1 この 規 則 は、令 和 5 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る。
- 2 鹿 児 島 県 職 員 の 給 与 に 関 す る 条 例 (昭 和 26 年 鹿 児 島 県 条 例 第 13 号) 附 則 第 13 項 及 び 鹿 児 島 県 学 校 職 員 の 給 与 に 関 す る 条 例 (昭 和 27 年 鹿 児 島 県 条 例 第 29 号) 附 則 第 14 項 の 規 定 に よ る 降 給 の 処 分 は、全 て 発 令 通 知 書 を 交 付 し て 行 わ な け れ ば な ら ない。

鹿 児 島 県 地 方 警 察 職 員 の 分 限 及 び 懲 戒 の 取 扱 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。

令 和 5 年 3 月 24 日

鹿 児 島 県 人 事 委 員 会 委 員 長 西 啓 一 郎

鹿 児 島 県 人 事 委 員 会 規 則 第 2 号

鹿 児 島 県 地 方 警 察 職 員 の 分 限 及 び 懲 戒 の 取 扱 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

鹿 児 島 県 地 方 警 察 職 員 の 分 限 及 び 懲 戒 の 取 扱 に 関 す る 規 則 (昭 和 29 年 鹿 児 島 県 人 事 委 員 会 規 則 第 2 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 2 条第 3 項中「第 3 条」を「次条」に改める。

第 4 条中「すべて」を「全て」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 2 第 4 項に規定する他の職への降任等に該当する降任の処分は、全て発令通知書を交付して行わなければならない。

第 6 条中「第 5 条」を「前条」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和 29 年鹿児島県条例第 33 号）附則第 11 項の規定による降給の処分は、全て発令通知書を交付して行わなければならない。

.....

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 24 日

鹿児島県人事委員会委員長 西啓一郎

鹿児島県人事委員会規則第 3 号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（昭和 63 年鹿児島県人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項を削り、附則第 3 項を附則第 2 項とし、附則に次の 1 項を加える。

（県職員給与条例附則第 13 項等の規定の適用を受ける一般の派遣職員の給与）

- 3 一般の派遣職員が県職員給与条例附則第 13 項、学校職員給与条例附則第 14 項又は警察職員給与条例附則第 11 項（以下「県職員給与条例附則第 13 項等」という。）の規定の適用を受ける職員となった場合には、当分の間、これらの規定の適用を受ける職員となった日を派遣の日の前日とみなして、第 4 条の規定の例により、給与の支給割合を決定するものとする。この場合において、同条第 1 項中「当該派遣の期間の初日（以下「派遣の日」という。）の前日」とあるのは「県職員給与条例附則第 13 項等の規定の適用を受ける職員となった日」と、「派遣の日」とあるのは「県職員給与条例附則第 13 項等の規定の適用を受ける職員となった日」と、同条第 2 項中「前項」とあるのは「附則第 3 項の規定により読み替えられた前項」と、同条第 4 項中「第 1 項」とあるのは「附則第 3 項の規定により読み替えられた第 1 項」と、「派遣の日の前日」とあるのは「県職員給与条例附則第 13 項等の規定の適用を受ける職員となった日」と、同条第 5 項中「前項」とあるのは「附則第 3 項の規定により読み替えられた前項」と、同条第 6 項中「派遣の日」とあるのは「県職員給与条例附則第 13 項等の規定の適用を受ける職員となった日」と、「前各項」とあるのは「第 3 項並びに附則第 3 項の規定により読み替えられた第 1 項、第 2 項及び前 2 項」と、同条第 7 項中「第 1 項又は前項」とあるのは「附則第 3 項の規定により読み替えられた第 1 項又は前項」と、同条第 8 項中「第 1 項及び前 2 項」とあるのは「附則第 3 項の規定により読み替えられた第 1 項及び前 2 項」とする。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

.....

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 24 日

鹿児島県人事委員会委員長 西啓一郎

鹿児島県人事委員会規則第 4 号

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則

職員からの苦情相談に関する規則（平成 17 年鹿児島県人事委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 2 号中「第 28 条の 4 又は第 28 条の 5」を「第 22 条の 4 第 1 項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和 14 年 3 月 31 日までの間における改正後の職員からの苦情相談に関する規則第 2 条第 2 号の規定の適用については、同号中「法第 22 条の 4 第 1 項」とあるのは、「法第 22 条の 4 第 1 項又は地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同法附則第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 5 条第 1 項から第 4 項まで、第 6 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同法附則第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第 7 条第 1 項から第 4 項まで」とする。

鹿児島県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 24 日

鹿児島県人事委員会委員長 西啓一郎

鹿児島県人事委員会規則第 5 号

鹿児島県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県職員の退職管理に関する規則（平成 28 年鹿児島県人事委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「公益法人等への職員の派遣等に関する規則」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する規則」に改める。

第 23 条第 2 号中「第 28 条の 4 第 1 項又は第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号。以下「改正法」という。）附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 6 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員は定年前再任用短時間勤務職員（改正法第 22 条の 4 第 1 項の規定により採用された職員をいう。）とみなして、改正後の鹿児島県職員の退職管理に関する規則（以下「新規則」という。）第 23 条第 2 号の規定を適用する。この場合において、同号中「法第 22 条の 4 第 1 項」とあるのは、「改正法附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 6 条第 1 項若しくは第 2 項」とする。
- 3 この規則の施行前に、改正法の規定による改正前の地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項又は第 28 条の 5 第 1 項の規定により職員として採用された場合における新規則第 23 条の規定の適用については、なお従前の例による。

人事委員会公告

鹿児島県職員採用試験公告

令和 5 年度鹿児島県職員採用試験（民間企業等職務経験者対象・短大卒業程度・高校卒業程度）を次のとおり実施する。

令和 5 年 3 月 24 日

鹿児島県人事委員会委員長 西啓一郎

- 1 試験名、試験区分及び主な職務内容

試験名	試験区分	主な職務内容	
県職員採用試験（民間企業等職務経験者対	行政	知事部局における事務	
	U I タ 	農業	知事部局におけるそれぞれの専門的業務
		畜産	
		農業土木	
		林業	
水産			

象)	ン 枠	土 木 建 築 保 健 師	
県職員採用 試験 (短大 卒業程度)	一般事務		知事部局における事務
	教育事務		市町村立小・中学校又は教育委員会等における事務
	土 木		知事部局における専門的業務
県職員採用 試験 (高校 卒業程度)	一般事務		知事部局又は教育委員会 (県立学校等を含む。)における事務
	警察事務		警察本部 (警察署を含む。)における事務
	農業土木		知事部局におけるそれぞれの専門的業務
	林 業		
	土 木		
建 築			

2 受験資格

(1) 次に該当する者

試 験 名	受 験 資 格
県職員採用 試験 (民間 企業等職務 経験者対 象)	次の全ての要件を満たす者 ア 行政については、昭和59年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者 イ U I ターン枠については、昭和39年4月2日以降に生まれた者 ウ 保健師については、保健師の免許取得者又は令和6年3月31日までに 行われる国家試験により取得見込みの者 エ 各試験区分において、次に掲げる職務経験を5年以上有する者 (ウ) 行政 民間企業等又は鹿児島県外に本庁等所在地を置く公的機関の職務 経験 (イ) U I ターン枠 鹿児島県外に本社・本庁等所在地を置く民間企業等又は公的機関 の職務経験
県職員採用 試験 (短大 卒業程度)	平成8年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者
県職員採用 試験 (高校 卒業程度)	平成14年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者

(2) 次のいずれかに該当する者は受験できない。

- ア 日本の国籍を有しない者 (保健師を除く。)
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 鹿児島県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- オ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者 (心神耗弱を原因とするもの以外)
- カ 県職員採用試験 (民間企業等職務経験者対象) の試験区分「行政」受験者にあつては、現に鹿児島県内に本庁等所在地を置く公的機関の職員である者 (任期の定めのある職員は除く。)
- キ 県職員採用試験 (民間企業等職務経験者対象) の試験区分「U I ターン枠」受験者にあつては、現に鹿児島県内に本社・本庁等所在地を置く民間企業等又は公的機関の職員である者 (公的機関において任期の定めのある職員は除く。)

3 試験の方法、時期及び場所

(1) 第1次試験

試験名	試験日	試験地	試験種目		合格発表
県職員採用試験（民間企業等職務経験者対象）	令和5年6月1日（木）から同月30日（金）まで	—	アピールシート（注1）		令和5年9月8日（金）
	令和5年8月13日（日）（注2）	鹿児島市 東京都	行政	SPI3（基礎能力試験），経験論文試験（注1）	
			UIターン枠	SPI3（基礎能力試験），専門試験	
県職員採用試験（短大卒業程度）	令和5年9月24日（日）	鹿児島市	教養試験，専門試験，エントリーシート（提出書類）（注3）		令和5年10月3日（火）
県職員採用試験（高校卒業程度）			教養試験，専門試験（注4），エントリーシート（提出書類）（注3）		

（注1）アピールシート及び経験論文試験の内容は，第2次試験の面接試験の参考とする。

（注2）アピールシート通過者を対象に実施する。

（注3）エントリーシートは，第2次試験の面接試験において使用する。

（注4）専門試験は，農業土木，林業，土木，建築で実施する。

(2) 第2次試験

試験名	試験日	試験地	試験種目	合格発表
県職員採用試験（民間企業等職務経験者対象）	令和5年9月中旬から10月中旬	鹿児島市	面接試験，適性検査	令和5年10月下旬
県職員採用試験（短大卒業程度）	令和5年10月中旬から11月上旬		論文試験（注1），専門試験（注2），面接試験，適性検査	令和5年11月中旬
県職員採用試験（高校卒業程度）			作文試験，面接試験，適性検査	

（注1）論文試験は，一般事務及び教育事務で実施する。

（注2）専門試験は，土木で実施する。

4 受験申込手続等

(1) インターネットにより申し込むこと。

	県職員採用試験 （民間企業等職務経験者対象）	県職員採用試験 （短大卒業程度）	県職員採用試験 （高校卒業程度）
申込受付期間	令和5年6月1日（木）午前8時30分から同月30日（金）午後5時15分までに鹿児島県電子申請共同運営システムのサーバーに到達したもの。	令和5年8月2日（水）午前8時30分から同月18日（金）午後5時15分までに鹿児島県電子申請共同運営システムのサーバーに到達したもの。	
受験申込方法	e（いー）申請（鹿児島県電子申請共同運営システム）において，必要な事項を入力し，申し込むこと。		

(2) 同一日に行われる試験の受験申込みは，一試験区分に限る。

(3) 受験申込書の受理後における試験区分及び試験地の変更は認めない。

5 採用候補者名簿の作成方法

- (1) 最終合格者は、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。
- (2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間である。

6 給与

(1) 県職員採用試験（民間企業等職務経験者対象）

給与は、鹿児島県職員の給与に関する条例等に基づき支給される。

現行条例によれば、例えば、採用時の年齢が30歳で、大学卒業後民間企業等における職務経験が8年の場合、給料月額250,000円程度が支給される。このほか、通勤手当、住居手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が、それぞれの手当支給条件に応じて支給される。

(2) 県職員採用試験（短大卒業程度及び高校卒業程度）

給与は、鹿児島県職員の給与に関する条例等に基づき支給される。

現行条例によれば、行政職給料表では、基準となる給料月額は下表のとおりとなり、職務経歴等のある場合には、この額に一定の基準で加算されることがある。このほか、通勤手当、住居手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が、それぞれの手当支給条件に応じて支給される。

短大卒業程度	167,600円
高校卒業程度	155,000円

7 その他

各試験の詳細については、別に試験案内を交付する。

8 問合せ先

鹿児島県人事委員会事務局

郵便番号 890-8577

鹿児島市鴨池新町10番1号 県庁（行政庁舎）12階

電話（直通）099-286-3893, 099-286-3894